

施策目標

↳ 施策の方向

↳ 具体化の取組

取組事項(要約)	取組事項(計画の記載内容)
----------	---------------

I いつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備—たちかわ市民交流大学の発展・充実—

1 学習機会の充実

① 多様な運営主体による事業の開催

○市民視点の講座の実施	○市民推進委員会による市民企画講座や公募型の団体企画型講座等、市民の視点で企画・実施する講座を充実していきます。
○地域活性化講座の実施	○地域学習館ごとに設置された地域学習館運営協議会がそれぞれの地域の課題を把握し、解決に向けた地域活性化講座を企画・実施します。

② 学びたい人が学べる機会の提供

○高齢者の生きがいづくり	○市内9か所で実施している寿教室やシルバー大学、健康体操事業等をとおして、年齢を重ねても身近な場所で生きがいづくりができるよう、福祉や健康にかかわる部署とも連携して学びの場を整備します。
○他の公共施設との連携	○図書館等さまざまな公共施設と連携して、身近な場所で誰もが学べる学習機会の充実を図ります。
○現代的課題をテーマとする講座の実施	○趣味・教養的な講座のほか、環境講座、多文化共生国際理解講座、平和・人権講座及び地方行財政等の現代的課題をテーマとした講座を企画・実施します。
○子ども対象事業	○子どもたちやその保護者を対象に、家庭教育講座や職業体験講座、自然体験講座や日本の文化を知る講座などを実施し、心豊かな人格を育むとともに次世代への伝統文化の継承を行います。
○障害者対象事業等	○障害のある方々と健常者との共生等を目指して、青春学級事業や平和・人権講座等を実施します。
○平和事業の実施	○平成4(1992)年3月の立川市平和都市宣言を踏まえ、平和の重要性について市民に啓発を図るため、映画会や写真展、講座を企画・実施します。
○『さけり・たちかわ』	○市民推進委員会と生涯学習推進センターで編集・発行しているたちかわ市民交流大学情報誌『さけり・たちかわ』の内容をさらに充実させ、たちかわ市民交流大学の周知と学びの裾野の拡大を図ります。
○社会教育関係団体の支援・育成	○サークルの設立や活動の支援、小学校や中学校PTAの活動支援等を通して、立川市内の社会教育関係団体の育成をすすめます。
○生涯学習市民リーダーの周知・活用	○生涯学習市民リーダーで結成されたたちかわ市民リーダーの会による「市民リーダー☆みんなの講座」の実施等により、生涯学習市民リーダー登録制度の周知と地域における生涯学習市民リーダーのさらなる活用を図ります。
○いきいきたちかわ出前講座の実施	○市民の自主的な学習会などに、市政運営や子育て支援、まちづくりなど、くらしに関わる市政情報について市職員を派遣する「いきいきたちかわ出前講座」を実施します。
○障害者への情報保障・講座時保育の推進	○市民の誰もが講座に参加できるよう、講座開催時に手話通訳者や要約筆記者などを配置したり、就学前の子どもを預かる保育付き事業を推進します。

③ 高等教育機関や民間との連携強化

○国の機関や高等教育機関、民間企業等との連携	○国立国語研究所や国立極地研究所等、市内にある国の機関や、国立音楽大学、東京女子体育大学などの高等教育機関、近隣の高等学校や民間企業などとの連携・共催事業を実施します。
○催物事業	○土曜ファミリー劇場やサマーコンサート、健康フェアやクリスマス子どもお楽しみ会等、さまざまな年齢層が気軽に参加できる多様な分野の催物を市内各地で実施します。

2 学びあいを通じた知縁・学縁の形成

① さまざまな交流の場の提供

○市民推進委員や市民リーダー等の交流の場	○たちかわ市民交流大学の市民推進委員や市民推進委員サポーター、生涯学習市民リーダー等の交流の場を設けます。
○世代間交流・外国人との共生	○子どもから高齢者までさまざまな世代の交流をはじめ、外国人との共生を目的とした多様な交流講座を実施します。
○子どもや高齢者の居場所づくり	○子どもや高齢者の居場所づくりを目的として、各種講座の実施や活動場所の提供を行います。
○地域学習館まつりの実施	○地域で活動する市民の交流と学習成果の発表を目的として、地域学習館まつりを実施します。

② 地域課題の共有化と解決に向けた学びの推進

○各種講座の実施による地域課題解決意識の醸成	○たちかわ市民交流大学の市民推進委員会が実施する市民企画講座や公募型の団体企画型講座、行政企画講座の提供をとおして、参加者の学びあいによる地域課題の解決に向けた意識を醸成します。
○地運協による地域課題の把握	○学習館ごとに設置された地域学習館運営協議会でそれぞれの地域の課題を把握し、その解決に向けた学習機会の提供を行います。
○計画の進捗評価	○立川市生涯学習推進審議会において、生涯学習推進計画の進捗管理と評価を行い、今後の生涯学習の振興につなげていきます。
○現代的課題をテーマとする講座の実施	○環境講座や平和・人権講座、多文化共生国際理解講座など、現代的課題の解決に向けた多様な講座を実施します。

3 市民参加の拡大

① 参加しやすいしくみづくりの推進

○市民視点の講座の実施	○多様な市民が地域に関心をもってもらえるよう、たちかわ市民交流大学市民推進委員会や地域学習館運営協議会が市民の視点で講座やイベントを企画・実施します。
○市民推進委員会の活用	○市民の企画参加のひとつとして、たちかわ市民交流大学市民推進委員会を位置づけ、委員数の増加とその活用に取り組みます。
○公募型団体企画型講座の周知	○市内活動サークル・団体が自主的に企画できる公募型の団体企画型講座制度の周知に努め、活用団体を増やします。

② 学びに関わる市民や組織の連携と調整

○庁内調整委員会による調整、関係施設の連携	○たちかわ市民交流大学の庁内調整委員会を中心に、学習館や学習等供用施設、図書館や児童館などの関係施設が連携・協力して事業等を行います。
○地域学習館まつりを通じた団体との連携	○地域学習館まつり事業をとおして、日常的に学習館で活動している団体との連携を深め、講座事業の充実を図ります。
○青春学級事業	○障害者のノーマライゼーションを目的として実施してきた青春学級事業を、平成27(2015)年度より事業者と連携して実施し、内容の充実を図ります。

II 市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供—多様な媒体の活用による学びの裾野の拡大—

1 学習情報の提供

① 多様な媒体の活用による広報

○広報たちかわや『きらり・たちかわ』の充実	○広報たちかわやたちかわ市民交流大学情報誌『きらり・たちかわ』のさらなる内容の充実に取り組みます。
○SNSの活用	○立川市ホームページはもとより、ツイッターなどのソーシャルメディアの活用も図ります。

② 学習相談体制の充実

○生涯学習情報コーナーの充実	○学習施設に日々蓄積される学習情報を生涯学習情報コーナーに集約し、職員が必要な情報を必要な時に活用し、いつでも市民に提供できるよう環境を整えていきます。
○コーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化	○生涯学習コーディネーターとしての役割を学習館や生涯学習情報コーナーの職員が果たせるよう、研修や実践を通して相談・助言能力の向上を図ります。

Ⅲ 地域人材と学習施設の有効活用

1 地域人材の活用

① 地域人材の把握・育成・ネットワークの構築

○生涯学習市民リーダーの周知・活用	○生涯学習市民リーダー登録制度の周知を図り、登録者数及び紹介者数を増やします。
○学校支援ボランティアの活用	○学校支援ボランティア事業を進め、登録者と学校のニーズをマッチングさせ、活用を図ります。
○地域の人材情報の把握	○学習館利用者との交流の中で、人材情報の収集を行い、地域人材の発掘に努めます。
○市民推進委員や市民リーダー等の研修	○たちかわ市民交流大学の市民推進委員や市民推進委員サポーター、市民リーダーの活動充実に向け、研修を実施します。

② 地域課題の解決・将来世代の育成につなげるしくみづくり

○地域に根差した事業の展開	○地域学習館運営協議会による地域課題に対する取組(地域活性化講座)、学習館まつりや催物事業など、地域に根差した事業を展開します。
○各種団体の交流機会の創出	○地域学習館運営協議会や自治会、PTAや青少年健全育成地区委員会、民生委員・児童委員、生涯学習推進審議会委員など、さまざまな地域活動に携わる市民の方々が情報交換や交流できる機会を創出します。
○市民ニーズの収集・反映	○行政企画講座事業の拡充に向け、参加者からの意見の聞き取りや、アンケート手法の工夫を行い、市民ニーズの反映に努めます。
○社会教育関係団体(PTA)の支援	○子どもたちの学習の充実に向け、学校と一体となって活動を展開しているPTA活動を支援します。
○世代間交流による地域文化の伝承	○地域文化の伝承等を図るため、世代間交流事業を進めます。
○学習成果を地域課題の解決に結びつけるようしくみづくり	○学習成果を地域課題の解決に結びつけるようしくみづくりを行います。

2 専門的職員の養成

① コーディネーターとしての職員の養成、研修体制の強化

○外部機関と連携した研修体制	○外部機関とも連携して職員の研修体制を強化し、能力の向上を目指します。
○研修体制の充実	○着任時の初任者研修、OJT、専門研修の充実に取り組みます。
○資格取得支援(コーディネーター)	○職員の生涯学習コーディネーター資格取得に対する支援を検討します。

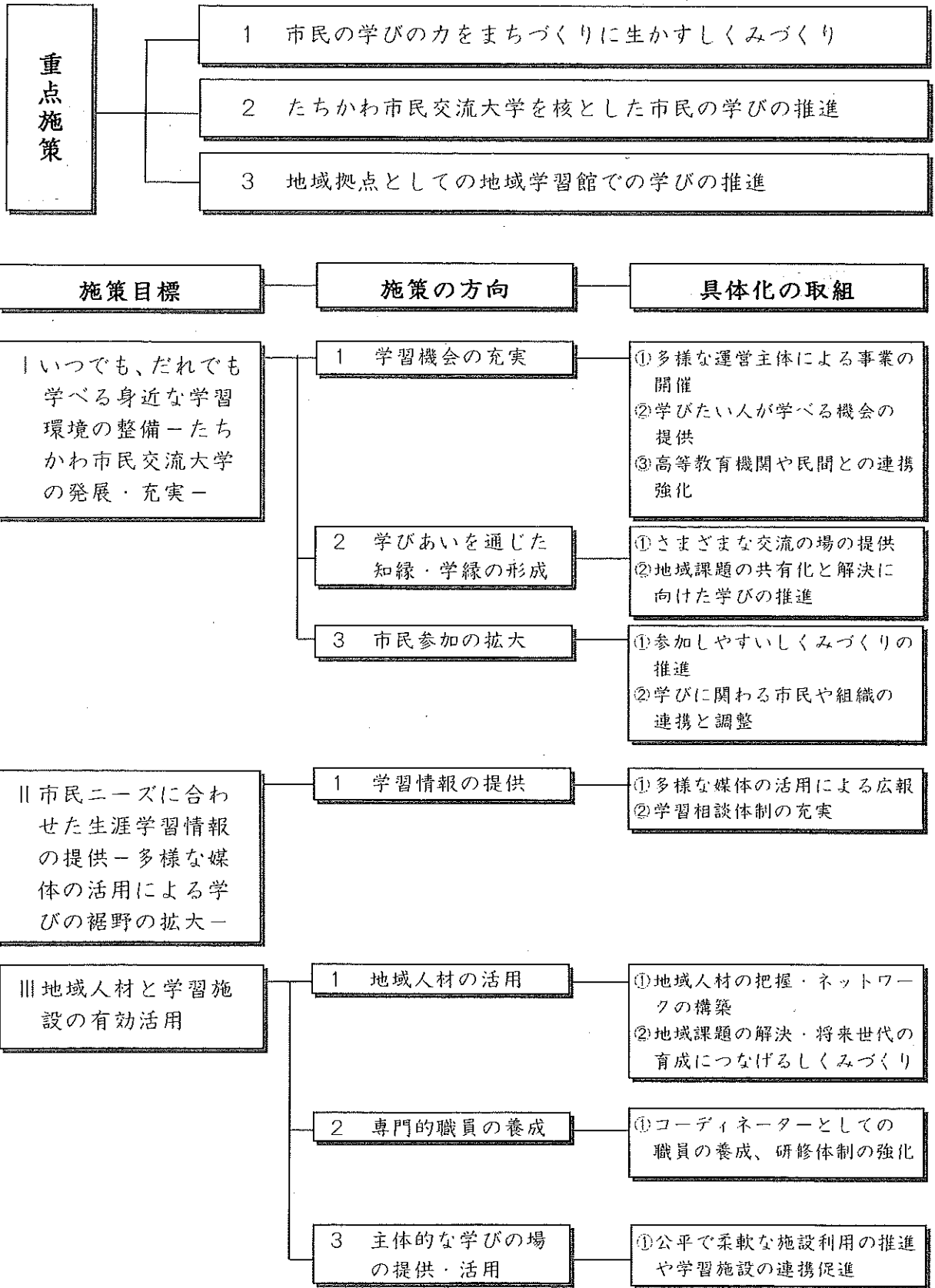
3 主体的な学びの場の提供・活用

① 公平で柔軟な施設利用の推進や学習施設の連携促進

○施設の公平利用の促進	○学習施設の公平で柔軟な利用の促進を図ります。
○施設予約システム等の利便性向上	○施設予約システム・講座情報システムのより一層の利便性向上に努めます。
○市民ニーズの収集・反映	○利用者懇談会、交流会等、利用者の意見を聞く機会を増やし、市民ニーズに基づいた学習環境の整備を行います。
○若者の学びの場の確保	○高校生や若者等の学びと体験の場を確保します。
○民間事業者との連携	○民間事業者との連携を図り、幅広い学習の場を提供します。
○関係施設の連携による地域コミュニティの推進	○地域学習館・学習等供用施設や図書館など地域の生涯学習施設との連携を強め、地域コミュニティの推進を図ります。
○歴史民俗資料館との連携	○歴史民俗資料館との連携を図り、伝統文化の継承や、歴史や文化の学習の場を確保します。

第5次生涯学習推進計画の体系

生涯学習社会の実現 Ⅱ 市民の共学・協働に育まれたまちづくり



第6次生涯学習推進計画の体系（案）

生涯学習社会の実現
 II 市民の共学・協働に育まれたまちづくり

